

気象業務法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文 目次

○ 気象業務法施行令（昭和二十七年政令第四百七十一号）（抄）

..... 1

改 正 案

現 行

（特別警報）  
 第五条 法第十三条の二第一項の規定による特別警報は、次の表の上欄に掲げる種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容について、国土交通省令で定める予報区を対象として行うものとする。

（特別警報）  
 第五条 法第十三条の二第一項の規定による特別警報は、次の表の上欄に掲げる種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容について、国土交通省令で定める予報区を対象として行うものとする。

種 類	内 容
（略） 波浪特別警報 洪水特別警報	（略） 風浪、うねり等に関する特別警報 洪水に関する特別警報

種 類	内 容
（略） 波浪特別警報 洪水特別警報 （新設）	（略） 風浪、うねり等に関する特別警報 （新設）

（警報事項の通知）

（警報事項の通知）

第八条 法第十五条第一項の規定による通知は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める通知先を行うものとする。

第八条 法第十五条第一項の規定による通知は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める通知先を行うものとする。

一 一三 （略）  
 四 法第十四条の二第二項から第四項までの規定による警報をした場合 消防庁、都道府県、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の機関

一 一三 （略）  
 四 法第十四条の二第二項又は第三項の規定による警報をした場合 消防庁、都道府県、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の機関

（特別警報に係る警報事項の通知）

（特別警報に係る警報事項の通知）

第九条 法第十五条の二第一項の規定による通知は、次の表の上欄に掲げる特別警報の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる通知先を行うものとする。

第九条 法第十五条の二第一項の規定による通知は、次の表の上欄に掲げる特別警報の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる通知先を行うものとする。

種 類	通 知 先
（略）	（略） 消防庁、都道府県、東日本電信電話株式会社

種 類	通 知 先
（略）	（略） 消防庁、都道府県、東日本電信電話株式会社

土砂崩れ特別警報  
洪水特別警報

会社、西日本電信電話株式会社及び日本  
放送協会の機関

土砂崩れ特別警報

会社、西日本電信電話株式会社及び日本  
放送協会の機関